

別紙標準様式(第7条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和4年7月5日(火) 午後5時00分～午後6時24分
開 催 場 所	枚方市役所 本館 塔屋会議室 (Web会議)
出 席 者	会 長：明石 成司委員 副会長：平田 義明委員 委 員：小寺 鐵也委員、橋本 有理子委員、三田 優子委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市立障害者社会就労センター指定候補者選定について ①枚方市立障害者社会就労センターの施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市立障害者社会就労センター指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定基準について (4) プレゼンテーションの実施方法について (5) その他
提出された資料等の名 称	資料1 諮問書(写し) 資料2 委員名簿 資料3 枚方市立障害者社会就労センターの施設の概要及び管理運営状況について 資料4 枚方市立障害者社会就労センター指定管理者募集要項(案) 資料4 (別紙1) 事業計画 確認事項一覧 資料5 枚方市立障害者社会就労センター管理運営業務基本仕様書(案) 資料6 枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定基準(案) 資料7 第2回枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会の進行について 資料8 枚方市立障害者社会就労センター条例 資料9 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋) 資料10 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条

	<p>例施行規則</p> <p>資料 1 2 地方自治法（抜粋・第 244 条の 2）</p> <p>参考資料 1 枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会の開催日程（案）</p> <p>参考資料 2 指定管理制度等の概要等について</p> <p>参考資料 3 「資料 6 指定管理者選定基準（案）」に係る補足説明資料</p> <p>参考資料 4 枚方市立障害者社会就労センター 評価メモ</p>
決 定 事 項	<p>○枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会の会長に明石委員、副会長に平田委員を選任することを決定した。</p> <p>○会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開する。</p> <p>○委員会に提出された資料は、本委員会の答申後に公開する。</p> <p>○募集要項（案）、基本仕様書（案）、選定基準（案）について 原案通り確定した。</p> <p>○第 2 回委員会でのプレゼンテーションの実施および実施方法について決定した。</p>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開 ・ 枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。</p>
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>本委員会の答申後に開示する。</p>
傍 聴 者 の 数	<p>0 人</p>
所管部署（事務局）	<p>健康福祉部 福祉事務所 障害企画課</p>

※会長、副会長の発言について、会長、副会長の立場からの発言は発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外は「委員」と表記する。

第1回 枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会

開会

事務局

ただいまから、第1回枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会を開会いたします。

本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し、枚方市長から諮問書が提出されております。

皆さんにも、資料1として、その写しをお渡ししております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容につきまして、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。

本日は第1回とし、ご答申をいただきますまで、全3回、ご審議をいただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告をいたします。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、資料1から資料12と参考資料1から参考資料4までとなっております。

案件（1）会長、副会長の選任について

事務局

それでは、案件をご審議いただきたいと思います。

まず、案件（1）「会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には、条例の規定により、委員の皆様からの互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に倣い、適宜、法的、また財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりますので、そのような観点から、会長を弁護士の明石成司委員に、副会長を税理士の平田義明委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。ご異議がなければ、承認の挙手をどうかよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。

それでは、会長に明石成司委員、副会長に平田義明委員を選任いただくことをご承認いただきました。

それでは、会長、副会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

会長

ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました明石でございます。

本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うために、「枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。

会議の進行に当たりましては、皆様の理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございます。

それでは、平田副会長、よろしく申し上げます。

副会長

ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました平田でございます。

明石会長を補佐いたしまして、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

それでは、以降は明石会長に、委員会の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは、早速委員会を進めてまいりたいと思います。

案件（２）委員会の運営について

会長

まず、案件（２）の「委員会の運営について」を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。

今後、本委員会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開、次に、会議録の作成方法と公表・非公表、次に、会議資料の公表・非公表の３点について、ご決定いただきたいと思いますと考えております。

それでは、資料９「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）」をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第３条において、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第２項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容につきましては、この第３条の（２）枚方市情報公開条例第５条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には、次のページをご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するため、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、前のページにお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後に、公表する取扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公表する取扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、情報公開を進める今日の状況から、本市では公表している現状でございますので、事務局としましては、資料2に記載されている程度で、委員名とご職業を公表させていただいております。

なお、応募者が委員に接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定しております。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から委員会の公開や会議録の公表などに関して説明がありましたが、委員の皆さんから、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。

本件につきまして、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公表するというご異議はありませんでしょうか。よろしいですか。

ご異議なければ、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長

ありがとうございました。

それでは、ご異議なしと認めます。

よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

今日は、傍聴人の方はおられますか。

事務局

本日はいらっしゃいません。

会長

分かりました。

それでは、次に、委員会の日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明をいたします。

参考資料1「指定管理者選定委員会の開催日程（案）」をご覧ください。

公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、3日間の日程で開催いただいております。

本日は、第1日目として、この後、資料3の施設の概要及び管理運営状況について、説明させていただきます。

その後、資料4の募集要項（案）、資料5の仕様書（案）について説明をさせていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定をまいります。

次に、資料6の選定基準（案）についてご説明いたします。

この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。こちらにつきましては、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定いただければと考えております。

最後に、次回、第2回委員会の進行について、ご確認いただく予定としております。

なお、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、7月12日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、8月3日から、応募書類の受付を行う予定となっております。

申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後に、委員の皆様へメール等で申請状況等を報告の上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら、申請書類をご確認いただきまして、第2回委員会でのプレゼンテーションに備えていただけたらと思います。

続きまして、第2回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第3回の委員会で評価結果をご確認いただいて、委員の皆様への合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明を申し上げます。

参考資料の2「指定管理者制度の概要等について」をご覧ください。

まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営に係る委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度でございます。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るための一つの形態として、現在、16施設57カ所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と現行の指定管理者制度の相違点につきましては、資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほど、お願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申いただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。

次ページをご覧ください。

本委員会の諮問対象である「枚方市立障害者社会就労センター」の選定内容について、記載しております。

資料の表、左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、枚方市立障害者社会就労センターにおける選定内容を、また、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取扱いをそれぞれ記しております。

上からまいります、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」とすることとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、枚方市立障害者社会就労センターにつきましても、5年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、利用料金制によるものとしております。これは、施設の使用料について、市の収入ではなく、指定管理者の収入とし、その収入をもって施設の管理運営を行うものでございまして、本市から、指定管理者への指定管理料の支払いはないものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

以上、委員会の日程や、本委員会の役割などについて、事務局から説明をいただきましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら、お伺いいたします。

(質問・意見なし)

それでは、次の案件に移ります。

案件（3）の① 枚方市立障害者社会就労センターの施設の概要及び管理運営状況について

会長

まず、案件（3）の「①枚方市立障害者社会就労センターの施設の概要及び管理運営状況について」、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、資料3「枚方市立障害者社会就労センターの施設の概要及び管理運営状況について」をご覧ください。

枚方市立障害者社会就労センターは、平成18年度から指定管理者制度を導入してございまして、当初よりも、現指定管理者の社会福祉法人わらしべ会が管理運営業務を行ってございました。平成30年度から5年間につきましては、指定管理事業者について公募を実施したのですが、ほかに応募がなかったため、引き続き、社会福祉法人わらしべ会が管理運営業務を行っているものです。

それではまず、1、施設の概要についてご覧ください。

(1) としまして、所在地は、枚方市王仁公園 2 番 2 号、(2) 建物構造は、鉄骨平家建て、(3) 開設年月日につきましては、建物そのものは平成 5 年に建築されており、知的障害者授産施設として認定されたのは、平成 14 年となっております。(4) 主な施設内容は、事務室・倉庫・温室となっております。(5) 休所日は、毎週日曜日、土曜日となっております。(6) 開所時間につきましては、9 時から 17 時 30 分となっております。

それでは、続きまして、2、管理運営状況をご覧ください。

(1) 施設の利用状況につきましては、令和元年度は契約者数 22 人で、延べ利用者数が 4,875 人。令和 2 年度におきましては、契約者数 22 人に対して、延べ利用者数 4,558 人。令和 3 年度は、契約者数 22 人で、延べ利用者数は 4,338 人となっています。

次に、(2) の収支状況ですけれども、歳入の部におきましては、令和元年度に比較して、令和 2 年度のその他収入が約 545 万円の減額となっておりますが、これは主に介護給付費収入の減額でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。令和 3 年度は、再度収入が増加しましたが、こちらは介護給付費の増加や授産事業収入の増加によるものです。

また、歳出の部におきましては、令和元年度と比較して、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響による活動の縮小によりまして支出が減少しましたが、令和 3 年度につきましては、活動状況が若干回復したことで、再度増加に転じております。

以上、資料 3 についての説明とさせていただきます。

会長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問・意見等なし)

それでは次に移ります。

案件(3)②枚方市立障害者社会就労センター指定管理者募集要項、基本仕様書について

会長

案件(3)の「②枚方市立障害者社会就労センター指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明させていただきます。

資料 4「枚方市立障害者社会就労センター指定管理者募集要項(案)」及び資料 5 の「枚方市立障害者社会就労センター管理運営業務基本仕様書(案)」に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといったルールや手順を記載した書類となっております。

また、基本仕様書につきましては、本市が、当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容や仕様を記載した書類となります。

先ほど説明いたしましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆様からのご意見等

をいただきまして、市において、内容を決定し、公募の手続を進めてまいりたいと考えております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

資料4、枚方市立障害者社会就労センター指定管理者募集要項（案）をご覧ください。

施設の設置目的及び業務実施につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）に基づく障害福祉サービスを提供する施設であり、主に知的障害者で雇用されることが困難な者を通所させ、通所者に必要な指導及び訓練を行うとともに自活させることを目的として設置しているものです。

続きまして、1、「対象施設」ですが、記載のとおりとなっております。

次に、2、「業務の範囲・内容」でございますが、（1）施設運営業務及び利用者支援業務、（2）総合マネジメント業務、（3）建築設備等保守管理業務、（4）設備運転監視業務、（5）清掃及び衛生管理業務、（6）保安警備業務、（7）その他必要な管理運営業務の7つの業務で構成をしているものです。

なお、（3）建築設備等保守管理業務から（6）保安警備業務の項目につきましては、第三者への委託もできる旨定めているところです。

続きまして、2ページでは、3、「管理の基準」において、管理運営の基本的事項を記載しております。

次に、4、「指定の期間」では、指定管理期間を5年間とし、具体的な期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までとしております。6、「備品等管理区別一覧表」につきましては、こちらの資料の14ページに別表1としまして、「備付けの備品・物品等一覧表」が記載してあります。

次に、3ページ、8、「提案に当たっての確認事項」につきましては、後ほど、案件（3）の③でご説明をします資料6「枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定基準（案）」でご説明をさせていただきます。

次に、4ページ、9、「指定管理者に付与する権限」につきましては、施設の使用の許可に関する権限等を記載しております。

さらに、4ページから5ページにかけまして、10、「経理に関する事項」におきましては、利用料金の取扱いとしまして、障害者総合支援法に規定する利用料金の收受、また、利用者から徴収する一部負担金の收受について記載しております。

なお、この利用料金の計算に当たりましては、この施設は地方公共団体が設置する施設であるということから、通常の所定単位に1,000分の965を乗じた計算とする公立減算の適用を受けるものです。

次に、11、「申請者の資格」でございますが、まずは障害者総合支援法に定める就労継続支援（B型）事業の実績を5年間有していること、かつ現在も運営法人であることとし、（1）では、税金を完納していること、（2）では、地方自治法に基づく兼業禁止の規定等について記載しております。

ページをめくっていただきまして、6ページの（3）では、申請に係る制限について記載しております。

次に、12、「指定管理者の義務」としまして、公平・公正な利用促進や秘密保持義務、障

害者差別解消に関する取組など、16の項目にわたって、遵守すべき内容や対応を8ページまで記載しております。

次に、13、「提出書類」におきましては、本申請に当たって提出すべき書類を記載しております。

そして10ページをご覧いただきまして、14、「募集要項・申請書等の配布・閲覧」では、配布期間や配布場所、15、「施設説明会及び質疑期間」では、現地説明会や質疑期間について記載しております。

11ページに、16、「申請書受け付け」、17、「選定について」を記載しております。

次のページでは、18、「指定管理者の指定について」で、市議会に指定議案を提出した上で確定するという事などを記載しており、19、「指定管理者指定後の手続き等」では、基本協定書の締結について記載をしております。

13ページにまいりまして、21、「事務引継ぎについて」では、引継ぎに関する事項を記載しております。

また、22、「その他」としまして、(1)「SDGsの取り組みについて」及び(2)では「ネーミングライツの導入について」を記載しております。

以上、簡単ではございますが、資料4、枚方市立障害者社会就労センター指定管理者募集要項(案)についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、資料5の説明をさせていただきます。

資料5、枚方市立障害者社会就労センター管理運営業務基本仕様書(案)につきまして、ご説明をいたします。

1ページには、1、「指定期間」、2、「業務の対象施設」、3、「管理運営業務の内容」を記載しております。

業務内容としましては、「施設運営業務及び利用者支援業務」から「その他必要な管理運営業務」までの7つの業務に分類してありまして、各業務の要求事項等の詳細につきましては、こちらの資料の9ページから12ページにかけて「業務要求事項について」で記載しており、参照できるようにしております。

次に、2ページにまいりまして、4、「業務実施方針」、5、「関係法令等の遵守」及び6、「業務実施体制」などを記載しております。

続きまして、3ページから4ページにかけて、7、「安全管理」では、日常時と緊急・災害時についての対応事項をそれぞれ規定しております。

4ページから5ページにかけまして、8、「監督官公署等への提出書類」について、記載をしております。

5ページの9、「対外折衝」におきましては、施設見学者への対応などについて記載をしております。

10、「各種報告・文書管理」においては、業務の実施状況についての報告や作成した書類の管理についてなどを記載しております。

続きまして、11、「費用負担とリスク分担」は、様々なリスクが生じた場合の費用負担や責任の所在について、記載しているものです。

続きまして、7ページから8ページにかけまして、12、「個人情報の保護」、13、「不

可抗力への対応」、14、「指定管理期間の終了」、15、「引継ぎ」、16、「その他」について、記載のとおりとしております。

次に、9ページでございます「業務要求事項について」です。

(1)「施設運営業務及び利用者支援業務」では、障害者総合支援法第5条に基づく就労継続支援事業の実施をすること。また、これらに関連する利用者への支援や保護者との関わりについての取組を記載しております。

次に、(2)「総合マネジメント業務」におきましては、業務実施体制や監督官公署への届出・報告等について、適切に処理することについて、記載をしております。

続きまして、10ページをご覧ください。

(3)「建築設備等保守管理業務」では、関係法令等に基づき、内外壁・屋上・建具等の保守点検を適切に実施し、利用者等への安全かつ快適な環境の提供を行うことなどを記載し、

(4)「設備運転監視業務」では、関係法令等に基づき、電気、防災、空調、給排水設備等の各種設備の運転制御・監視を行うことなどを記載しております。

11ページから12ページにかけては、(5)「清掃及び衛生管理業務」におきましては、関係法令等に基づき、空気環境の測定・給排水設備の清掃や害虫駆除等を適切に実施することなどを、また、(6)「保安警備業務」におきましては、人的な警備、または機械警備等の保安体制に関する事項等について記載しており、(7)「その他必要な管理運営業務」としましては、日報及び月報の作成、提出、それから指定管理者によりセルフモニタリングと、市が行うモニタリングについて、記載しているものです。

以上、簡単ではございますが、資料5、枚方市立障害者社会就労センター管理運営業務基本仕様書(案)についての説明とさせていただきます。

次に、別紙1 事業計画確認事項一覧の説明を行います。

こちらは、申請団体に求める提出書類の一つでございまして、内容としまして、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなっております。左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載することとなっております。

これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものでありまして、本市は一切手を加えませんので、あくまでも申請団体の責任のもと、作成していただくものとなっております。

委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではあるのですが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そういった意味で審査のご参考にさせていただけるのではないかと考えております。

それでは、説明を終わらせていただきます。

会長

はい、ありがとうございました。

では、ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、あるいはご意見などございませんでしょうか。

委員

障害者社会就労センターは、知的障害の方の就労支援のための事業所ですね。

事務局

はい、そうです。

委員

ほかに身体や精神障害の就労支援は、民間の事業所がやっておられるという理解でいいのでしょうか。公的に、障害者の就労支援をやる意味を教えてくださいたいです。市がリードして、就労支援を引っ張っていくということになれば、それらの事業所の取りまとめや、ネットワーク等、そういう役割も担っていくのかどうかという、そのあたりのご意見をお聞かせいただきたいです。

事務局

障害者社会就労センターは、分類としましては就労継続支援事業所のB型となっておりますが、通常業務のほかに独自の取組として、施設の建屋の横の馬場で飼っている馬と近隣住民との関わり等の取組なども行っています施設と近隣住民との触れ合い等の取組に積極的に関わっていることや、さらに優先調達の取組についても、中心的な役割を担っており、公的な活動と考えられるような取組をいろいろ行っています。

委員

障害者社会就労センターでは、乗馬をやっておられますね。これは、障害者の方も利用されているのですか。

事務局

はい、そうです。

委員

分かりました。

会長

ほかの委員の方々、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

委員

障害者社会就労センターと名前がついてますが、就労支援以外に生活支援に関しても全くやっていないわけではないという理解を共通にしておいたほうがいいような気がするのが一つと、先ほど委員が質問された障害種別についてのお答えはいかがでしょうか。

事務局

枚方市立障害者社会就労センター条例においては、センターは、主に知的障害者を対象として、事業を行う位置づけとされていますが、必ずしも他の障害類型の方が利用できないといった運営は行っていません。

会長

今のお答えは、委員のご質問のうち後者に対するコメントということですね。

事務局

そうです。

会長

最初の生活支援についてのご質問もあったかと思うのですが、その点はいかがですか。

事務局

障害者の方に対して全体的な視点で持って支援しておりますので、確かにそのとおりだと考えております。

会長

委員のご質問の意図としては、その生活支援についても基本仕様書とかそういう書類に記載しておいたほうがいいのではないかとということですか。

委員

いえ、先ほどの説明では就労支援のことを強調されていましたが、セルフわらしべは障害者社会就労センターの全国ネットワークを作っている全国社会就労センター協議会（セルフ協）の一員で、生活支援も一つの柱にしているというところも、審査する側は認識していたほうがいいのかと思ったので発言しました。

それから実態として、利用者のほとんどが知的障害者の方というのは、それは現在の指定管理者であるわらしべ園が受けたからそうなってるだけであって、このセンター自体が知的障害限定ということはどこにも書いていませんので、事務局の説明に疑問を持った次第です。つまり、指定管理業務を引き受けた法人の得意分野といえますか、そういうところが反映しているのと、全国的には恐らく知的障害者の方の割合が圧倒的に多いのは事実なんですけれども、このセンターが知的障害者に限ってるというふうには障害者総合支援法には書いていないと、私は理解していますので、やはり説明の仕方を少し慎重にされたほうがいいのかと思った次第です。

以上です。

会長

ありがとうございました。そうすると、委員からの今のご指摘というのは、基本仕様書とか募集要項の修正という意味ではなく、先ほどの事務局の説明に関して、少しご留意をとということだったのですね。ありがとうございました。

事務局のほうも、それでご理解いただけましたでしょうか。

事務局

はい。

会長

ほかに委員の方からのご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、募集要項、基本仕様書は修正する必要はないような感じだったと思うのですけれども、この内容でよろしいでしょうか。特にご意見等なければ、先ほどご説明のありましたとおりの募集要項、あるいは基本仕様書で了承ということにしたいと思いますが、特にご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

会長

それでは、先ほどご説明のありました募集要項、基本仕様書の内容で了承ということにいたします。

会長

次の案件に移りまして、案件（３）の「③枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定基準」を議題としたいと思えます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、選定基準について、ご説明致します。

資料６「選定基準（案）」をご覧ください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体をご評価いただく際の基準となるものでございます。

まず、１、指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方としまして、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、２、本委員会の審議体制について、３、審議・評価の方法について、それぞれ記載しており、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、評価をご決定いただく旨を記載しております。

次に、４、選定結果の公表については、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、２ページをご覧ください。

ローマ数字のⅡ 選定委員会における審議の内容について、ご説明します。

まず、１、内容審査でございますが、資料の３ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位としまして、２ページに記載のとおり、１から５までの５段階でご評価いただきます。詳しい手順は後ほど、別の資料を使ってご説明いたしますが、まずは各委員に、１から５までの５段階で評価をいただくということでございます。その後、全委員の評価を踏まえ、要求事項ごとに、選定委員会としての評価を１から５の５段階で合議によりご決定いただき、その評価に応じた乗率を掛けて得点を算出します。内容審査は１，０００点満点としております。

恐れ入りますが、審査、評価方法に係る考え方等の詳細につきましては、参考資料３「資料６ 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料によりご説明をさせていただきたいと存じます。参考資料３をご覧くださいませでしょうか。

一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点を、１，０００点満点とする評価方式でございます。

内容審査につきましては、資料１ページ目の下段に記載しております「選定基準」（抜粋）のとおり①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位として、１から５の５段階評価を行っていただくものとなっております。

次のページをご覧ください。評価に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する

提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただけます。

恐れ入りますが、次のページをごらんください。

行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかについてご判断いただいた上で、各委員において、それぞれ評価を行っていただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。

その上で、まず、パターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしているとは判断された場合でございます。

本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点の「3」の評価であることが確定します。続いて、「加点事項」に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。

「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、「選定基準」（抜粋）におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容を全て満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1から5の加点事項が全て満たされている場合は「5」の評価となり、一部が満たされている場合は「4」の評価となるものでございます。

恐れ入りますが、次のページをお開きください。

次に、パターン②としまして、「確認事項」を満たしていない場合の取扱いでございます。「確認事項」を満たしていない場合は、「3」の評価とはならず、「5」や「4」の評価にもなりません。減点に係る評価である「2」または「1」の評価のご判断をいただくものとなります。

それぞれ、「2」の評価は「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、「1」の評価は「確認事項」についての記載がない、または確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合としております。

ただし、例えば申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、「2」の評価と思われていたものを「3」の評価に変えるなどのご判断をいただくことも想定されるものとなります。

恐れ入りますが、次のページに進みます。

行程③といたしまして、申請団体によるプレゼンテーションを経て、各委員による評価を行っていただき、その内容を事務局にて取りまとめさせていただきます。

最後に、行程④といたしまして、第3回委員会で、各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果をもとに議論いただきながら、要求事項ごとに、「1」から「5」の5段階で、選定委員会の評価をご決定いただきます。

資料下段の「評価集計表（内容審査）イメージ」の表をご覧ください。

表の右半分を見ていただきますと、1つの申請団体に対する各委員AからEまでのそれぞれの評価と、それらの平均により算出した仮の評価としまして、「委員会としての評価及び得点（仮）」を記載しております。この結果を踏まえ、要求事項ごとに委員会としての評価を合議によりご決定いただきます。

委員会としての評価が確定しましたら、事務局において、要求事項ごとの「配点」に、評価に応じた乗率を掛け、要求事項ごとの「得点」と内容審査の合計得点（1,000点満点）を算出します。

以上が、審査、評価に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページには、参考といたしまして、要求事項ごとの得点化に係る評価の基準と、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表には、1から5段階の評価をご記入いただく欄と、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様でご議論、ご発言いただく際にご活用いただければと考えております。

次に、資料6にお戻りいただけますでしょうか。

3ページから5ページにかけての「事業計画に関する内容審査」をご覧ください。

一覧表の要求事項及び確認事項に記載されている内容は、先ほどの資料4、募集要項（案）の3ページから4ページに記載しておりました、8.提案に当たっての確認事項と同じ内容となっております。

表の要求事項は、指定管理申請時の事業計画書の3、事業計画に規定する事項であり、確認事項は要求事項を達成するための必須事項となります。

特に、枚方市立障害者社会就労センター指定管理者の申請に当たり、必要な事項として確認事項の25.障害者虐待を未然に防止する取組についてと、それに付随する加点事項の23.障害者虐待を未然に防止するための虐待防止マニュアルや業務に従事するものに対する研修の実施等について提案がなされているといった項目を入れております。

これらをもとに、障害者社会就労センターの設立趣旨に合致し、障害者社会就労センターらしさを具現化し、利用者に満足いただけるサービスを提供できる指定管理者となってもらいたいと考えております。

甚だ簡単でございますが、説明は以上とさせていただきます。

会長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明がありました選定基準の内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がございますか。

委員

すみません、確認ですけれども、基礎審査をして、内容について、私たちが行うことというのが、資料6の2ページ目に記載されていますよね。基礎審査というのは申請書類及び応募者資格の確認ということで、これは事務局のほうでやっていただくということですが、場違いなことを書いたり、要求されていることが全く書かれていないということについてはどのように対応されるのでしょうか。また、法人から事務局に事前に質問が来たら、こんなふうなことが求められてると思いますというふうに、伝える自治体とそうでない自治体があるので質問をした団体はきちんと読める書類が出てくるけれど、それ以外はもう本当に滅茶苦茶で切り貼

りしたようなのが出てくるといったように自治体間にかなり差があるのですが、どんな感じで今まで丁寧に対応されて来られたのかを、言える範囲で構わないので教えていただきたいです

事務局

出てきた計画書の内容などが滅茶苦茶な形とかということもあり得るかなとは思うのですが、やはり少し意味が分からないというようなことについては、プレゼンテーションの場で質疑をしながら、事業計画書の中身の確認をしていくような形で対応していこうかなとは思っています。

委員

もう2回も3回も4回も添削みたいなことを求めてくる形の質問があったとしたら提出前の下さばきみたいなのは、行われているかどうかは見れば分かるじゃないですか。もし質問がたくさん来て対応した人によって状況が違うというようになると、もう何が申請団体の提案内容なのか本当のところが見えないのもあって、ちょっとお尋ねした次第です。ありがとうございます。

事務局

ご質問ありがとうございました。

会長

ほかに委員の方からのご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

選定基準について、先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、ただいま事務局のほうから説明がありましたとおりの選定基準に基づいて選定を行うということにいたします。

案件（４）プレゼンテーションの実施方法について

会長

それでは、次の案件に移りまして、案件の（４）「プレゼンテーションの実施方法について」を議題にいたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

事務局

プレゼンテーションの実施方法については、資料7「第2回 枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会の進行について」をご覧ください。

まず、日時でございますが、10月4日火曜日、午後5時30分から、場所は、枚方市役所別館4階特別会議室でございます。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、プレゼンテーションに入ります前に、評価方法についてご確認いただいた後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議いただいた上で、申請団体のプレゼンテーションに入っていただいております。

プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につきまして、準備の時間を除いて10分間、また、プレゼンテーションの後に15分程度の質疑時間を見込んでおり、申請団体退室後に、事務局への質疑等を行っていただいております。

申請団体が複数の場合、プレゼンテーションの順番につきましては、申請受付順とさせてい

ただいではどうかと考えております。

また、申請団体が1団体のみであった場合のスケジュールについて、事務局から提案がございます。

本委員会の開催日程については、当初、全3回とご説明させていただいておりましたが、申請団体が1団体のみであった場合につきましては、本来、第3回の委員会で予定をしております評価、合議、答申につきまして、この際、次回の第2回選定委員会のプレゼンテーション後に行っていただいではどうかと考えております。

なお、第2回にご答申いただきますと、第3回の委員会は開催しないということになります。説明は以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆様いかがでしょうか。

もう一度まとめますと、まず、プレゼンテーションについては、事務局から説明があったとおりの手順で、申請団体によるプレゼンテーションを実施してもらうということです。

また、申請団体が1団体のみだった場合は、評価や集計に係る時間を考慮しても、その次の第3回委員会に行く予定の内容を含めて、もう第2回で行ってしまえるのではないかとということで、第2回で合議・答申まで行って、第3回委員会は開催しないというでございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。今の内容でよろしいでしょうか。質問、ご意見等ありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

それでは、プレゼンテーションの実施方法については、事務局から説明があったとおりの内容といたします。

案件（5）その他

会長

では、次の案件に移ります。案件（5）「その他」という事項について、事務局の説明を求めます。

事務局

その他といたしまして、参考資料4「評価メモ」について、ご説明させていただきます。

今後の予定でございますが、本日の委員会が終わりましたら、募集要項・仕様書等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書等を提出してまいります。その申請状況等につきまして、委員の皆様にもメール等でご報告させていただくとともに、申請団体から提出された事業計画書等の書類につきましては、郵送で皆様にお届けさせていただきます。その際、この「評価メモ」を事務局のほうで作成し、一緒に送付させていただきます。これは、各団体から提出された書類を基に作成しますので、本日の資料はイメージとしてご覧いただければと思います。

内容としましては、団体からの申請書に添付いただく「(別紙1)事業計画書 確認事項一覧」の内容に、「評価メモ」欄を加えたものでございます。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきまして、

メモ書きするなどご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。

また、次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただく際、施設の選定に当たっての評価コメントをいただきたいと考えておりますので、この「評価メモ」は、その際の参考資料にもしていただけるものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価は行っていただきまして、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございますので、どうかよろしくお願いたします。

また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮ではございますが、ご留意いただければと存じますので、併せて、どうかよろしくお願いたします。

資料の説明は以上となりますが、最後に、繰り返しになります。次回の「枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会」は、10月4日火曜日、午後5時30分から、市役所別館4階の特別会議室にて開催させていただきたいと考えておりますので、ご出席のほど、よろしくお願いたします。

大変長々とありがとうございました。

以上でございます。

会長

今日の資料は次回もお持ちいただくということでお間違いないですか。

事務局

はい。今回郵送させていただきました冊子の資料につきましては、次回の10月4日火曜日の選定委員会でもご持参いただくよう、よろしくお願いたします。

会長

今日の資料は、第2回の会議のときにも使用するもので、持参するということですね。

事務局

お願いたします。

会長

委員の皆さん、よろしくお願いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、「枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会」を閉会いたします。委員の皆様には、本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

閉会 午後6時24分